

陳情第 2 号



霧島市議会基本条例(第17条)に基づく倫理条例制定についての陳情書

平成 28 年 2 月 3 日

霧島市

市議会議長 池田 守 殿

「陳情書提出者」

藤井 宏一

溝辺町麓

TEL0995-

平山 栄雄

隼人町真孝

谷山 麻里

国分福島

(陳情趣旨)

春寒の候、議会の皆様方におかれましては市民の福祉向上、市政発展に、ご尽力を頂いております事に深く感謝申し上げます。

さて、今回陳情致します平成21年10月28日制定されました霧島市議会基本条例(条例第32号)は、議会の皆様方の真摯な、ご検討により制定し公布された条例であると市民として高く評価いたしております。

平成7年地方分権推進法(時限立法)により、国が地方に強く求めたものは、権限委譲を目的とした、新たな役割を担うにふさわしい地方公共団体の行政体制の整備確立を図ることを目的とした市町村合併でした。

新しく霧島市が誕生し10年、行政規模も大きくなり市民の福祉向上、公平、公正な住民自治の充実など大きな期待と希望の合併でした。

この10年を振り返り評価できる事も多くある反面、行政範囲の規模拡大により、市職員、議会議員の不条理な問題等の発覚が多くあったことも事実であり、市職員については今でも耳にします。

そこで、市民の代表である最良の意思決定機関である議会が最高規範として制定された霧島市議会基本条例(条例第17条)に議員の政治倫理が示されておりますが、その条文は「市民全体の代表者として負託を受けた責務を正しく認識し、その倫理性を常に自覚して、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民に疑惑を招く」と謳われております。

しかし、この条文は漠然とした文面で、政治倫理については別に条例を制定すべきで、議会が市職員、市民に最高規範を示されることを、地方自治法(第12条)に基づき陳情いたします。

議会が倫理条例を制定、遵守し実践する事が地方自治法の本旨であり、市民に信頼される真の住民代表の議会であることを信じ、真摯な討議と常識ある判断を強く望みます。

以上